一般社団法人 全国コンクリート圧送事業団体連合会 殿

|  |
| --- |
| **各種特別教育**　受講申込書（共通様式） |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 受講する特別教育の種別 | □ コンクリートポンプ | □ 足場の組立て | □ フルハーネス |
| 全圧連が発行した修了証を保有している場合は右欄に記入 | 修了証No. | 修了証No. | 修了証No. |

統合型特別教育修了証をお持ちの方は表面の修了証番号を記入

|  |  |
| --- | --- |
| 申込書記入日（西暦） | 　　年　　月　　日 |
| 修了証番号 |  | 顔 写 真 貼 付 欄無帽・無背景のものを枠内にはがれないようしっかり貼付してください。（裏面に氏名を記入） |
| 受講者 | フリガナ |  | 生年月日（西暦） | 　　　　年　　月　　日 |
| 氏　　名 |  |
| 単協 | 所属単協名 |  |
| 会社 | 会 社 名 |  |
| 受講者在籍証明 | 入社年月日 | 年　　月　　日 | 受講日時点在籍者 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 車両系建設機械（コンクリート打設用）の作業装置の操作の業務に係る特別教育 | 学科教育 開催日 | 　　　 　年　　月　　日 | 会場名 |  |
| 実技教育 実施日 | 　　　 　年　　月　　日 | から | 　　 　　年　　月　　日まで（　　日間） |
| 実技教育 実施者 | □事業主　　　□その他（　　　　　　　　　　　） |
| 実技教育 実施科目 | コンクリートポンプ車の作業装置の操作　　4時間以上　コンクリートポンプ車の運転のための合図　1時間以上　（合計5時間以上） |
|  |  |  |  |  |
| 足場の組立て等の業務に係る特別教育 | 学科教育 開催日 | 　　　年　　月　　日 | 会場名 |  |
|  |  |
| フルハーネス型墜落制止用器具特別教育 | 学科教育 教育開催日 | 　　　年　　月　　日 | 会場名 |  |
| 実技教育 実施日 | 　　　年　　月　　日 | 実施科目 | 墜落制止用器具（フルハーネス型）の使用方法等　1.5時間以上 |
| 実施者☑を記入 | □事業主　　□学科教育時に実施　　□その他（　　　　　　　　　　　） |
| （開催単協確認欄） | ☑を記入 | (2019年2月1日時点で)□フルハーネス型を用いて行う作業に6か月以上従事した経験□胴ベルト型を用いて行う作業に6か月以上従事した経験 |
| 足場の特別教育修了日 | 　　　年　　月　　日 | 修了証No. | （修了証を保有している場合は記入） |
| 足場実施機関☑を記入 | □全圧連（単協：　　　　　　）　　□その他（　　　　　　　　　） |
| 受講者の教育時間数 |  | 時間 |  | 分　（別紙：特別教育の事務要領を参照） |
|  | 上記のとおり相違ないことを証明いたします。（コンクリートポンプ車の運転・操作、足場の業務の従事、5m以上の高さでの高所作業は18歳以上からとする） |
| 申込会社代表者名 |  |
| 開催単協代表者名 |  |

≪個人情報について≫

※この用紙にご記入いただいた個人情報（以下「個人情報」という）は、特別教育のデータ管理及び修了証発行の目的に限って利用させていただきます。個人情報の取り扱いに関しましては、当会の個人情報保護方針に則り厳重に管理し、第三者への提供、社外への業務委託はおこないません。

≪注意事項≫

【全般】

労働安全衛生法　第59条（安全衛生教育）（抄）

事業者は、労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行なわなければならない。

３　事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行なわなければならない。

労働安全衛生規則（抄）第38条

事業主は、特別教育を行ったときは、当該特別教育の受講者、科目等の記録を作成して、これを３年間保存しておかなければならない。

【車両系建設機械（コンクリート打設用）の作業装置の操作の業務に係る特別教育】

労働安全衛生規則　第36条　特別教育を必要とする業務

法第59条第３項 の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務は，次のとおりとする。（以下抜粋）

十の二　令別表第七第五号に掲げる機械の作業装置の操作の業務

三十九　足場の組立て，解体又は変更の作業に係る業務（地上又は堅固な床上における補助作業の業務を除く。）

別表第七 建設機械（以下抜粋）　コンクリート打設用機械　　1 コンクリートポンプ車

安全衛生特別教育規定（抄）第12条の２

安衛則第36条第十号の二に掲げる業務に係る特別教育は，学科教育及び実技教育により行うものとする。

２　前項の学科教育は，次の表の上欄に掲げる科目に応じ，それぞれ，同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行うものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （上欄） | （中欄） | （下欄） |
| 科　目 | 範　　囲 | 時　間 |
| 車両系建設機械（コンクリート打設用）の作業装置に関する知識 | 車両系建設機械（コンクリート打設用）（安衛則第36条第十号の二の機械をいう。以下同じ。）の作業装置の種類及び用途作業装置の構造及び取扱いの方法 | 4時間 |
| 車両系建設機械（コンクリート打設用）の作業装置の操作のために必要な一般的事項に関する知識 | 車両系建設機械（コンクリート打設用）の作業装置の操作のために必要な力学　コンクリートの種類及び性質　コンクリート打設の方法 | 2時間 |
| 関係法令 | 法，令及び安衛則中の関係条項 | 1時間 |

３　第1項の実技教育は，次の表の上欄に掲げる科目に応じ，それぞれ，同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行うものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （上欄） | （中欄） | （下欄） |
| 科　目 | 範　　囲 | 時　間 |
| 車両系建設機械（コンクリート打設用）の作業装置の操作 | 基本操作　応用操作 | 4時間 |
| 車両系建設機械（コンクリート打設用）の運転のための合図 | 手，小旗等を用いて行う合図 | 1時間 |

【足場の組立て等の業務に係る特別教育】

労働安全衛生規則（抄）第36条　特別教育を必要とする業務

三十九　足場の組立て，解体又は変更の作業に係る業務（地上又は堅固な床上における補助作業の業務を除く。）

労働安全特別教育規程（抄）

安衛則第36条第三十九号に掲げる業務に係る特別教育は，学科教育により行うものとする。

２　前項の学科教育は，次の表の上欄に掲げる科目に応じ，それぞれ，同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行うものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （上欄） | （中欄） | （下欄） |
| 科　目 | 範　　囲 | 時　間 |
| 足場及び作業の方法に関する知識 | 足場の種類，材料，構造及び組立図　足場の組立て，解体及び変更の作業の方法　点検及び補修　登り桟橋，朝顔等の構造並びにこれらの組立て，解体及び変更の作業の方法 | 3時間 |
| 工事用設備，機械，器具，作業環境等に関する知識 | 工事用設備及び機械の取扱い　器具及び工具　悪天候時における作業の方法 | 0.5時間 |
| 労働災害の防止に関する知識 | 墜落防止のための設備　落下物による危険防止のための措置　保護具の使用方法及び保守点検の方法　感電防止のための措置　その他作業に伴う災害及びその防止方法 | 1.5時間 |
| 関係法令 | 法，令及び安衛則中の関係条項 | 1時間 |

【フルハーネス型墜落制止用器具特別教育】

労働安全衛生規則（抄）

第36条　特別教育を必要とする業務

四十一　高さが二メートル以上の箇所であつて作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具（令第十三条第三項第二十八号の墜落制止用器具をいう。第百三十条の五第一項において同じ。）のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務（前号に掲げる業務を除く。）

労働安全特別教育規程（抄）

第二十四条　安衛則第三十六条第四十一号に掲げる業務に係る特別教育は、学科教育及び実技教育により行うものとする。

２　前項の学科教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行うものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （上欄） | （中欄） | （下欄） |
| 科　目 | 範　　囲 | 時　間 |
| 作業に関する知識 | 作業に用いる設備の種類、構造及び取扱い方法作業に用いる設備の点検及び整備の方法　作業の方法 | 1時間 |
| 墜落制止用器具（フルハーネス型のものに限る。以下この条において同じ。）に関する知識 | 墜落制止用器具のフルハーネス及びランヤードの種類及び構造　墜落制止用器具のフルハーネスの装着の方法　墜落制止用器具のランヤードの取 付け設備等への取付け方法及び選定方法　墜落制止用器具の点検及び整備の方法　墜落制止用器具の関連器具の使用方法 | 2時間 |
| 労働災害の防止に関する知識 | 墜落による労働災害の防止のための措置　落下物による危険防止のための措置　感電防止のための措置　保護帽の使用方法及び保守点検の方法　事故発生時の措置　その他作業に伴う災害及びその防止方法 | 1時間 |
| 関係法令 | 法、令及び安衛則中の関係条項 | 0.5時間 |

３　第一項の実技教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行うものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （上欄） | （中欄） | （下欄） |
| 科　目 | 範　　囲 | 時　間 |
| 墜落制止用器具の使用方法等 | 墜落制止用器具のフルハーネスの装着の方法　墜落制止用 器具のランヤードの取付け設備等への取付け方法　墜落に よる労働災害防止のための措置　墜落制止用器具の点検及あび整備の方法 | 1.5時間 |

（受講を省略できる条件）

フルハーネス型墜落制止用器具の使用等に関して十分な知識及び経験を有すると認められる者については、下記のとおり受講科目の一部を省略することが可能です。

ア　適用日時点（平成31年２月１日）において、高さが２メートル以上の箇所で作業床を設けることが困難なところにおけるフルハーネス型安全帯を用いて行う作業に６月以上従事した経験を有する者については、改正後の特別教育規程第24条第２項及び第３項に規定する科目のうち「作業に関する知識」、「墜落制止用器具（フルハーネス型のものに限る。以下この条において同じ。）に関する知識」及び「墜落制止用器具の使用方法等」の科目を省略することができる。

イ　適用日時点において、高さが２メートル以上の箇所で作業床を設けることが困難なところにおける胴ベルト型の安全帯を用いて行う作業に６月以上従事した経験を有する者については、改正後の特別教育規程第24条第２項に規定する科目のうち「作業に関する知識」の科目を省略することができること。

ウ　特別教育規程第22条に定める足場の組み立て等の業務に係る特別教育又は特別教育規程第23条に定めるロープ高所作業に係る業務に係る特別教育を受けた者については、改正後の特別教育規程第24条第２項に規定する科目のうち「労働災害の防止に関する知識」を省略できること。

エ　改正省令公布後施行日より前に、改正後の特別教育規程第24条第２項及び第３項に規定する特別教育の全部又は一部の科目を受講した者については、当該受講した科目を省略できること。